

## V 自己資本の充実の状況

### 1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：千円, %)

項 目	当 期 末	前 期 末	項 目	当 期 末	前 期 末
出 資 金	2,962,126	3,012,943	他の金融機関の資本調達手段 の意図的な保有相当額	0	0
うち後配出資金	0	0	負債性資本調達手段及びこ れに準ずるもの	0	0
回 転 出 資 金	0	0	期限付劣後債務及びこれに 準ずるもの	0	0
再 評 価 積 立 金	0	0			
資 本 準 備 金	1,012,768	1,012,768			
利 益 準 備 金	376,000	356,000			
営 農 振 興 積 立 金	140,000	130,000	非同時決済取引に係る控除額 及び信用リスク削減手法とし て用いる保証又はクレジット ・デリバティブの免責額に 係る控除額	0	0
施 設 整 備 積 立 金	390,000	390,000			
財 務 基 盤 強 化 積 立 金	110,000	260,000			
次 期 繰 越 剰 余 金 (又は次期繰越損失金)	82,957	59,097	基本的項目からの控除分を除 く、自己資本控除とされる証券 化エクスポージャー及び信用補 完機能を持つ/Oストリップス (告示第223条を準用する場合 を含む。)	0	0
処 分 未 済 持 分	△ 47,471	△ 50,952			
その他有価証券の評価差損	0	0			
営 業 権 相 当 額	0	0	控除項目不算入額	0	0
企業結合により計上される 無形固定資産相当額	0	0	控除項目 計 (D)	0	0
証券化取引により増加した 自己資本に相当する額	0	0	自己資本額(C-D) (E)	5,795,202	5,892,091
基本的項目 計(A)	5,026,381	5,169,857	資産 (オン・バランス) 項目	33,823,101	33,990,652
			オフ・バランス取引等項目	0	0
土地の再評価額と再評価の直前 の帳簿価額の差額の45%相当 額	645,800	592,319	オペレーショナル・リスク相 当額を8%で除して得た額	4,596,218	4,578,676
一 般 貸 倒 引 当 金	123,019	129,914	リスク・アセット等計 (F)	38,419,319	38,569,328
負 債 性 資 本 調 達 手 段 等	0	0			
負債性資本調達手段	0	0			
期限付劣後債務	0	0			
補 完 的 項 目 不 算 入 額	0	0			
補 完 的 項 目 計 (B)	788,820	722,234	Tier 1 比率 (A/F)	13.08%	13.40%
自己資本総額 (A+B) (C)	5,795,202	5,892,091	自己資本比率 (E/F)	15.08%	15.27%

## 2. 自己資本の充実度に関する事項

### ① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：千円)

	22年度			21年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	4,304,095	-	-	3,286,459	-	-
我が国の地方公共団体向け	15,298,561	-	-	16,449,942	-	-
地方公共団体金融機関向け	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	30,548	6,109	244
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	67,291,069	13,458,214	538,329	63,011,755	12,602,351	504,094
法人等向け	6,428,966	5,005,958	200,238	6,954,621	5,411,115	216,444
中小企業等向け及び個人向け	1,591,011	806,693	32,268	1,658,125	820,981	32,839
抵当権付住宅ローン	2,721,909	941,771	37,671	3,056,864	1,055,150	42,206
不動産取得等事業向け	924,011	919,668	36,787	1,161,080	1,151,928	46,077
三月以上延滞等	1,236,368	726,373	29,055	1,251,750	1,034,077	41,363
信用保証協会等保証付	8,560,635	849,658	33,986	7,265,013	720,799	28,831
共済約款貸付	27,836	-	-	23,079	-	-
出資等	3,600,379	3,598,075	143,923	3,595,661	3,595,661	143,826
複数の資産を裏付とする資産 (所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	-	-	-	-	-	-
証券化	-	-	-	-	-	-
上記以外	8,030,960	7,516,688	300,668	8,076,157	7,593,808	303,752
合計	120,015,806	33,823,101	1,352,924	115,821,059	33,990,652	1,359,626
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 <基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		所要自己資本額	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		所要自己資本額
	a	b=a×4%	a	b=a×4%		
		4,596,218	183,849	4,578,676	183,147	
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計		所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計		所要自己資本額
	a	b=a×4%	a	b=a×4%		
		38,419,319	1,536,773	38,569,328	1,542,773	

(注)

- 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
5. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。
6. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞

$$\frac{(\text{粗利益 (正の値の場合に限る)} \times 15\%) \text{ の直近 3 年間の合計額}}{\text{直近 3 年間のうち粗利益が正の値であった年}} \div 8\%$$

### 3. 信用リスクに関する事項

#### ① 標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター(R & I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インバスターズ・サービス・インク(Moody's)
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

注) 「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー (長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー (短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別,業種別,残存期間別)及び三月以上延滞エク  
 スポージャーの期末残高

(単位:百万円)

	22年度					21年度					
	信用リスク に関するエ クスポー ジャーの残高	うち貸出 金等	うち債券	うち店 頭デリ バティ ブ	三月以上 延滞エク スポー ジャー	信用リスクに 関するエク スポー ジャーの 残高	うち貸出 金等	うち債券	うち店 頭デリ バティ ブ	三月以上延 滞エクスポ ージャー	
国内	120,015	37,248	8,514	-	1,236	115,821	38,187	6,997	-	1,251	
国外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
地域別残高計	120,015	37,248	8,514	-	1,236	115,821	38,187	6,997	-	1,251	
法人	農業	1,162	1,162	-	-	98	1,198	1,195	-	-	110
	林業	105	105	-	-	105	107	105	-	-	105
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	2,245	2,245	-	-	88	2,311	2,311	-	-	141
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	3,765	3,765	-	-	242	4,184	4,184	-	-	289
	電気・ガス・熱 供給・水道業	18	18	-	-	-	20	20	-	-	-
	運輸・通信業	600	600	-	-	337	605	605	-	-	48
	金融・保険業	62,703	-	4,210	-	-	62,936	-	3,710	-	-
	卸売・小売・飲 食・サービス業	1,036	1,036	-	-	149	1,259	1,259	-	-	343
	日本国政府・地 方公共団体	19,602	15,298	4,304	-	-	19,736	16,449	3,286	-	-
	上記以外	26	26	-	-	-	11	11	-	-	-
個人	12,990	12,983	-	-	205	12,044	12,041	-	-	195	
その他	11,255	3	-	-	-	11,407	3	-	-	-	
業種別残高計	120,015	37,248	8,514	-	1,228	115,821	38,187	6,997	-	1,238	
残存期間別残高計	1年以下	65,151	1,527	830	-	61,280	1,977	77	-		
	1年超3年以下	4,116	1,396	2,519	-	4,495	2,561	1,934	-		
	3年超5年以下	5,772	2,704	3,067	-	7,188	3,931	3,257	-		
	5年超7年以下	1,660	759	401	-	3,568	2,641	927	-		
	7年超10年以下	7,035	5,340	1,694	-	7,830	7,029	801	-		
	10年超	22,281	22,281	-	-	18,173	18,173	-	-		
	期限の定めのないもの	14,497	3,238	-	-	13,283	1,873	-	-		
残存期間別残高計	120,015	37,248	8,514	-	115,821	38,187	6,997	-			

(注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでい

ます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含まれています。

3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。

4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

5. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

### ③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	22年度					21年度				
	期首高	期中増額	期中減額		期末高	期首高	期中増額	期中減額		期末高
			目的用	その他				目的用	その他	
一般貸倒引当金	130	123	-	130	123	128	130	-	128	130
個別貸倒引当金	1,803	1,856	30	1,773	1,856	1,774	1,803	97	1,677	1,803

### ④ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分	22年度						21年度						
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却	
			目的使用	その他					目的使用	その他			
国内	1,803	1,856	30	1,773	1,856		1,774	1,803	97	1,677	1,803		
国外	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-		
地域別計	1,803	1,856	30	1,773	1,856		1,774	1,803	97	1,677	1,803		
法人	農業	48	60	-	48	60	-	47	48	-	47	48	-
	林業	50	51	-	50	51	-	47	50	-	47	50	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	1,241	1,318	-	1,241	1,318	-	1,230	1,256	-	1,230	1,241	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	140	122	30	110	122	-	133	140	-	133	140	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	197	201	-	197	201	-	138	197	-	138	197	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	61	24	-	61	24	-	127	61	97	30	61	-
	上記以外	-	9	-	-	9	-	-	-	-	-	-	-
個人	51	67	-	51	67	-	52	51	-	52	51	-	
業種別計	1,803	1,856	30	1,773	1,856	-	1,774	1,803	97	1,677	1,803	-	

⑤ 信用リスク削減効果勘案後の残高及び自己資本控除額

(単位：百万円)

		22年度			21年度		
		格付 あり	格付 なし	計	格付 あり	格付 なし	計
信用リ スク削 減効果 勘案後 残高	リスク・ウエイト0%	-	20,818	21,026	-	21,026	21,026
	リスク・ウエイト10%	-	8,497	-	-	-	-
	リスク・ウエイト20%	-	67,294	63,044	-	63,044	63,044
	リスク・ウエイト35%	-	2,690	3,014	-	3,014	3,014
	リスク・ウエイト50%	-	838	551	-	551	551
	リスク・ウエイト75%	-	974	1,108	-	1,108	1,108
	リスク・ウエイト100%	-	18,604	19,399	-	19,399	19,399
	リスク・ウエイト150%	-	297	555	-	555	555
	その他	-	-	-	-	-	-
自己資本控除額		-	-	-	-	-	-
計		-	120,015	108,612	-	108,612	108,612

(注)

1. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。

2. 自己資本控除額には、非同時決済取引に係る控除額、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額があります。

## 4. 信用リスク削減手法に関する事項

### ① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウエイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウエイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウエイトが適用される中央政府等、本邦地方公共団体、地方公共団体金融機構、本邦政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付がA-またはA3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直し行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：千円)

区 分	22年度			21年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジ ット・デ リバテ ィブ	適格金融 資産担保	保証	クレジ ット・デ リバテ ィブ
地方公共団体金融機構及び我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	-	-	-	-	-	-
法人等向け	49,535	791	-	79,593	980	-
中小企業等向け及び個人向け	51,628	154,644	-	65,641	121,688	-
抵当権住宅ローン	-	-	-	-	-	-
不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-
三月以上延滞等	1,491	-	-	2,051	-	-
証券化	-	-	-	-	-	-
上記以外	-	-	-	-	-	-
合計	102,658	155,435	-	147,287	122,668	-

(注)

1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

## 5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

## 6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

## 7. 出資等エクスポージャーに関する事項

### ① 出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的を開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等の評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：千円)

	22年度		21年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	-	-	-	-
非上場	3,600,379	3,600,379	3,595,661	3,595,661
合計	3,600,379	3,600,379	3,595,661	3,595,661

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：千円)

22年度			20年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
-	-	-	-	-	-

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的の区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

(単位：千円)

22年度		20年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

(単位：千円)

22年度		20年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

## 8. 金利リスクに関する事項

### ① 金利リスクの算定方法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスクの算定方法、管理方法は以下のとおりです。

- ・市場金利が上下に2%変動した時（ただし0%を下限）に発生する経済価値の変化額（低下額）を金利リスク量として毎月算出しています。
- ・要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される要求払貯金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の50%相当額のうち、最小の額を上限とし、0~5年の期間に均等に振り分けて（平均残存2.5年）リスク量を算定しています。
- ・金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。

$$\text{金利リスク} = \text{運用勘定の金利リスク量} + \text{調達勘定の金利リスク量} (\Delta)$$

算出した金利リスク量は毎月経営層に報告するとともに、四半期ごとにALM委員会および理事会に報告して承認を得ています。また、これらの情報を踏まえ、四半期ごとに運用方針を策定しています。

### ② 金利ショックに対する損益・経済価値の増減額

(単位：百万円)

	22年度	21年度
金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	1,508	1,501

